

## 幼少期体験から捉える非行少年の立直り支援 —家庭裁判所調査官の社会調査を活用した検討—

金沢大学人間社会研究域法学系 大 貝 葵

### Treatments for juvenile delinquent – through a cooperation between a family court and other institutions

Institute of Human and Social Sciences Kanazawa University, OGAI, Aoi

#### 要 約

少年非行及び犯罪を防止するためには、少年の抱える様々な生きづらさをいかに的確にアセスメントし、そのための最適な処遇を実施していけるかにかかっている。そのために、少年法においては、家庭裁判所調査官による社会調査を実施し、少年の抱える多様な課題やニーズを明らかにし、それらに対する処遇を検討している。しかし、調査官のみによる社会調査においては少年のアセスメント及び処遇の展開につき限界を有している。そこで、家裁調査官と処遇機関及び児童福祉、医療等との連携が必要となってくる。但し、家裁と多機関との連携は、さらなる発展の余地を残している。そこで、フランス少年司法における人格調査を手掛かりに、情報の円滑化及び多角的なアセスメントがその後の処遇展開の拡大を可能とすることを明らかにした。

**【キー・ワード】** 社会調査, 多機関連携

#### Abstract

To understand the cause of juvenile delinquency and to decide a proper treatment for it, it is critical important to clarify the juvenile's personality and background. At family court, a family court probation officers investigate the juvenile's experiences of the childhood, relation of the family, situation of school, mental health and so on. The treatment will be determined based on the result of the investigation.

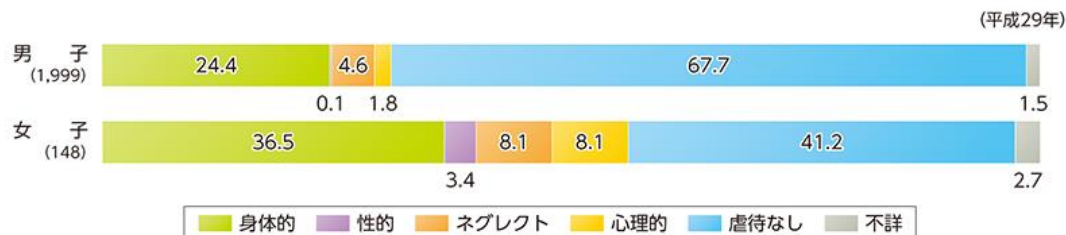
But, the investigation has some limited of resources. So, for achieving the objects of the investigation, the probation officer must works with the other institutions. The working with the other institutions realize an assessment from different angles and the best treatment for the juvenile through the assessment. An actual way of cooperation in Osaka family court is researched through an interview to two probation officers. Furthermore, French juvenile system is compared to Japanese system. Because the relationship between the family court and the other institutions must make better than now.

【Key words】 investigation of probation officers, relationship between the officers and the other institutions

## はじめに

少年の非行及び犯罪(以下、少年非行とのみ表記)においては、その行為の重大性に耳目が集まりがちであるが、少年の立ち直りと社会復帰を実現するためには、少年が本来抱えている問題性に着目し、少年のニーズに合った解決を進めていくことが必須となる。

少年の抱えているニーズについて、犯罪白書平成30年度版は、少年院入院者の被虐待経験を図1の様に示している。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。  
 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。  
 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。  
 5 ( )内は、実人員である。

図1 少年院入院者の被虐待経験別構成比 (男女別)

さらに、現在法務省法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会の資料として、少年院入院者における知的又は発達障害を有する者の割合が図2の様に示されている。このような特性を持つ少年の処遇上の課題として、集中力が続かない、衝動性が強い、独特のこだわりが強い、対人認知の偏りが大きい、発達上の課題等の手当が十分にこななかった結果として対人不信、被害感、劣等感等が強いといった点が指摘されている。

この様に、少年には多様なニーズが認められ、当該諸ニーズに多角的及び重畳的に働きかけていかなければ、少年の社会復帰や成長発達の保障が果たされることが自覚的に語られるようになってきた(服部2012)。現行少年法においては、この様な要請に応える

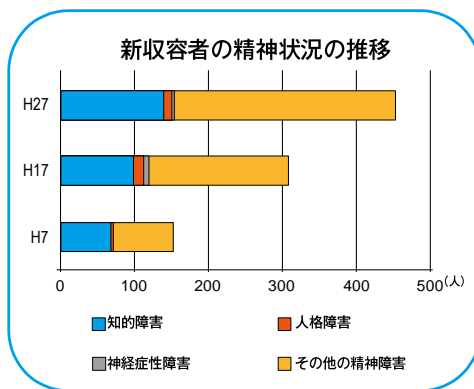


図2 新収容者の精神状況の推移

制度として、家庭裁判所(以下、家裁とのみ表記)に配置されている家庭裁判所調査官(以下、調査官とのみ表記)による調査(社会調査)の活用が期待できる。社会調査は少年法9条に規定されており、すべてのケースにおいて行われる。社会調査の結果は、審判及び処分選択のための資料となる。そのため、社会調査の結果を踏まえた処遇意見も添付され、社会調査の報告が家裁になされる。幼少期の発達課題も、少年の抱えるニーズを割り出していく上で極めて重要な事項となる。

そこで、上記社会調査が少年に多様なニーズを適切に評価しうるものとなっているのか、また、社会調査の結果から導かれる最適な処遇を実現する制度となっているのかについて、幼少期の発達課題のアセスメントの方法、並びに、それに基づく処遇意見の形成及び実施に焦点をあてながら、社会調査全般について分析を行う。

## 1 日本における社会調査

### 研究方法

当初、非行少年が抱える幼少期の発達課題と非行との関係を割り出していく上で、調査官がどのような調査を行っていくのかにつき、具体的な事例を中心に聞き取り調査を行い、その課題を探る予定であった。しかし、最高裁判所により、個別の事例についての調査には応じられないとの回答を得たため、資料に基づき、幼少期の発達課題に対する社会調査の方法を分析することとした。

上記分析から、幼少期の発達課題に対する社会調査では、対象となる少年のアセスメントを多角的に行う必要があること、及び、そのアセスメントに応じた多様な処遇の実施という課題があることが明らかとなった。そこで、上記課題への取組みを調査するため、最高裁判所から許可のおりた大阪家裁に対する聞き取り調査(以下、聞き取り調査とのみ表記)を実施し、家裁以外の機関や個人、団体が、社会調査にいかに関与するのかについて検討を行った。

調査にあたっては、以下の質問事項を事前に送付し、2018年10月24日大阪家裁において回答を得た。

#### 質問事項

☆ 家裁における他機関との連携のあり方を教えてください。

1 どのような機関及び社会的資源と連携をしていますか。連携そのものはいつごろから行われていますか。連携している機関毎に教えてください。

EX 鑑別所、児童相談所、学校、保護観察所、地域生活定着支援センター、付添人、その他

2 上記で示していただいた機関と、どのように連携をしていますか。連携している機関毎に詳しく教えてください。

3 連携した結果、どのような効果が生じますか。連携している機関毎に詳しく教えてください。

4 他機関との連携に際して生じる課題について教えてください。連携している機関、又は、今後連携したいと考えている機関毎の課題を詳しく教えてください。

5 調査や処遇，処分選択の際に，他機関との連携により，より充実した選択がなされることが期待できますか。期待できる場合には，どのような事情が典型的に挙げられるかにつき教えてください。

## 1-1 社会調査の概要

### 調査方法

家裁においては法的調査及び社会調査が行われる。法的調査により，審判条件及び非行事実の存否が確認される。社会調査では，再非行につながる少年の資質及び環境上の問題(要保護性)が調査される。後者の社会調査を調査官が担当する(少年法 8 条 2 項)。調査官は，「非行のあった少年に対してどのような処遇が最も有効適切であるかを判断するために」，少年の「人的側面，環境的側面から調査して非行の発現の要因及びそれらの機制を解明し，同時に活用し得る要因を検討して少年の処遇指針を立てる」ことになる(加藤 2012)

社会調査の方法に関し，少年法 9 条は医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的知識を活用してこれを行うよう努めることを定めている。そこで，これ等の知識を活用しながら，①書面調査，②照会調査，③面接調査，④環境調査の 4 つの方法により調査が進められていく。①では事件記録等の精査が行われる。②では少年法 16 条に定められる援助協力依頼に基づき，関係機関へ，少年法 8 条により少年，保護者，被害者等へ，照会書が送付されその回答を活用する方法が用いられる。③は主に少年及び保護者に対し行われる。④では実際に，少年の家庭や近隣環境を実際に見に行くこともある。そのほか，心理テストが行われることもある。これらの調査の中で中心的な役割を占めるのが，③の面接調査であるとされている(加藤 2012)。社会調査の結果は，平成 12 年 6 月 30 日付け最高裁家二第 281 号家庭局長通達「少年調査記録の様式について」に基づく少年調査票にまとめられ裁判官に報告される(裁判所職員総合研修所監修 2012)。

調査の対象として少年及び保護者に加え，参考人として，関係機関である児童相談所(以下，児相とのみ表記)，少年鑑別所及び保護観察所，並びに，学校，雇用主，被害者が考えられる(加藤 2012)。

### 調査の内容及び分析手法

調査項目としては，少年審判規則 11 条に，対象となる少年の家庭及び保護者の関係，境遇，経歴，教育の程度及び状況，不良化の経過，性行，事件の関係，心身の状況等審判及び処遇上必要な事項を調査することが定められている。実際の調査項目としては，上記審議会部会ヒアリング資料「家裁調査官の業務について」において，①非行事実，②被害に関する事項，③生活史，④学業・職業関係，⑤性格・心身の状況，⑥家庭，⑦交友関係・地域環境の 7 項目に整理されている。

上記調査方法を通じて得られた調査事項は，人間行動科学の専門的知識を活用し，様々な角度から検討され，非行のメカニズムが解明される。大阪家裁における聞き取り調査にてその分析手法として 3 つの具体的説明を得た。第一に，生物-心理-社会モデル(BPS モデル)を踏まえた分析である。具体的には，少年の資質的な特性については生物学的視点から，少年の家族関係，交友関係などの環境の変化は社会学的視点から，少年の認知，行動傾向等は心理学的視点から非行メカニズムが理解される。第二に，マイクロ・マクロ分析が行われる。マイクロ分析では，非行に至る経緯，非行事実を具体的な行

動とその要因との関係から分析し、非行前後の事実の連鎖の確認が行われる。非行の直接的背景事情、非行の直接的きっかけ、非行の動機及び目的、非行の態様、非行直後の行動等が詳細に把握されながら、BPSモデルを意識しながら、マイクロ分析が進められる。マクロ分析では、マイクロ分析で抽出された要因を主たる着眼点として意識しながら、出来事と出来事のつながりを俯瞰する。少年の生活上の重要なエピソードや少年の生活及び家庭状況を整理し、マイクロ分析で抽出された形成過程を分析する。これらの分析を踏まえ、「少年が成長発達する過程の中で非行を促進させる方向に働く要因がどのように形成され、非行を抑制する方向に働く要因がなぜ機能しなくなったのか」(丹治 2016)を、非行促進要因と非行抑制要因として特定することになる。各要因の変化の可能性を予測し、再非行予測と適切な処遇の選択が行われている。大阪家裁における聞き取り調査では、非行促進要因として、非行歴、反社会的人格傾向、反社会的認知、不良交友、家庭環境の問題、学業職業、余暇活動の持ち方、薬物乱用等が挙げられた。他方、非行抑制要因とは、非行歴の無いこと、非行に結びつきやすい人格傾向がないこと、反社会的認知や態度がない、不良交友がなく社会適応的な者との交友、指導監督機能や指導指示の強い家庭環境、学校や職場で満足感や成功体験が得られていること、犯罪とは無関係な余暇を過ごしていること、薬物乱用のないこと等があるとのことである。この様な分析は、面接調査において非行形成過程を生活史順に把握することで進められていく。

幼少期における発達課題及びその課題に付随する成育課題等については、この生活史の把握からまずは明らかとなると分析できる。聞き取り調査では、面接の過程において、児相への係属歴があることが分かった場合には、少年法 16 条に基づき児相に照会が行われることになるとの指摘がなされた。さらに、調査対象少年が中学生である場合には、同条に基づき所属中学校への照会も行い、学習状況、学校生活状況、交友関係等に関する資料を得るとのことであった。

仮に、少年本人の口から必ずしも幼少期の発達の課題が語られない場合、並びに、少年及び保護者から児相の係属歴が語られない場合には、送致記録及び関係機関への照会がその把握にとって重要になる。

また、上記非行メカニズムの分析手法を通じて、幼少期の発達課題が必ずしも当該非行行為と有意な関係を有していると評価できない場合、家裁は、あくまでも非行に有意に関連している要因に重点を置いた処遇を選択することになる。発達課題に対する処遇はその他の機関により行われることが期待される。

さらに、調査官とは異なる観点から少年をアセスメントすることにより、少年の課題やニーズが異なる形で明らかとなることはもちろん、その課題やニーズに必要な処遇の選択も変わってくる可能性も認められる。これらの点に鑑みると以下に述べる家裁と他機関との連携が幼少期の発達課題克服にとってもカギとなってくる。

## 中間的処遇

少年法 25 条 1 項は、家裁が、最終的な処分を決定する前段階において、相当の期間、調査官の観察に付することができることを定めている。これを試験観察と呼ぶ。試験観察においては、同条 2 項で、遵守事項を定めること、条件を付して保護者に引渡すこと、適切な個人や施設等へ委託すること

が可能となる。これらの試験観察は、「家裁が保護処分を選択するに当たって、少年の要保護性に関する資料を十分に収集し、更に一定期間少年の行動等を観察することによって予後に相当の見通しをつけて、適切かつ慎重な判断を行う必要がある場合に決定される」(坂野 2017)。この試験観察は、資料収集としての機能に加えて、それ自体が処遇として効果をあげることが期待されている。

試験観察に付さない場合であっても、少年に対しては、社会調査や審判の過程で行う事実上の働きかけとして教育的措置が行われている。「教育的措置は、少年の問題性に応じて行う必要があり、各家裁で工夫しながら各種の教育的措置のプログラム」が実施されている(丹治 2016)。

これらの中間的処遇は、再非行危険性との関連を図るものである。仮に、少年の発達上又は医学的課題が再非行と関連している場合には医療機関や福祉機関につながるよう所要の調整が行われている。この点でも、家裁と他機関との連携が一つの重要な手段となりうる。

### 処遇意見の形成

少年審判規則 13 条 1 項では、調査官により社会調査の結果を家裁へ報告することが規定されていることに加え、同条 2 項では、処遇に対する意見を調査官が付することが定められている。すなわち、調査官は社会調査の結果とともに、処遇に対する意見を家裁に対して述べることになる。

処遇意見を決定するにあたっては、上記調査及び中間的処遇の結果などを踏まえて、少年の反応や変化の可能性を見極めながら最終的な処遇意見が形成される(丹治 2016)。この様に形成された調査報告は、審判において以下の様な形で現れる。

### 審判における調査の活用例

#### ①東京家裁決 平 28・9・6 家庭の法と裁判 13 号 92—95 頁

<事例> 児童養護施設及び一時保護所を繰り返し利用してきた少年(決定時 13 歳)が、施設職員の指導にもかかわらず、施設の管理する物品を持ち去ったり、損壊したりした。当該少年の行動は、保護者の正当な監督に服さない性癖があるとともに、自己の特性を害する性癖があるということを理由に虞犯事件として、家裁に送致され、児童自立支援施設送致が決定された。

<背景>上記決定の解説においては、処遇選択上考慮された事項として以下の様な記述を認めることができる。「本決定は、幼少のころから、衝動性の高さ、対人相互性の質的な問題、興味関心の偏りといった発達上の特性を抱えていたことの影響もあって、集団生活になじめないなどの問題行動がみられていた少年が、家庭内での発達上の特性に合わせた指導や働き掛けを受けることができず、小学校でいじめを受けたり、母から虐待を受けたりしたことで、不安感や対人不信感を強めて社会適応が困難になっていた中で、児童養護施設や一時保護所での集団生活によるストレスを背景に本件に及んだ」。ここでは非行と結びつく問題として、衝動性の高さ、対人相互性の質的問題、ストレスへの対処法、強度の不安感を少年の問題として指摘している。そしてこの少年の問題点が強化された背景には、「家庭等において健康な精神的成長の基盤となる精神的な安全が保障されていなかったことや周囲が少年に対して発達上の特性に配慮した関りを十分にできてこなかった」ことが指摘されている。

この様に問題形成には、少年の養育環境の問題が強くかかわっていること及び少年の年齢を理由に、

児童自立支援施設送致が決定されている。

## ②水戸家裁決 平 28・10・14 家庭の法と裁判 11 号 116—119 頁

＜事例＞ 少年は、平成 22 年に現住建造物等放火及び器物損壊の保護事件で医療少年院送致決定を受け 5 年 8 カ月間矯正教育を受けた。少年院仮退院後、A 園に入所したものの、4 日後から A 園のテレビ台を損壊させる行為、及び、B 店舗に侵入し、甲に対する暴行傷害を負わせた。このことから、再び犯罪をすることがないよう、及び、非行をなくすよう健全な生活態度を保持するという遵守事項の違反を理由に、少年院への戻し収容が決定された。

＜背景＞当該決定の理由中においては、「本人は、幼少からの不適切な養育を背景として、愛着形成に問題を抱え、不安等の不快な感情を自分でコントロールする力や、他者への基本的な信頼感の獲得につまづいた」と指摘されている。また、知的制約及び自閉症スペクトラム等の障碍特性も指摘されており、新奇場面における不安が問題行動へつながるパターンであると分析されている。

これらの 2 つの事例の様に、幼少期の発達課題が、非行に深くかかわっていることが明らかとなったとしても、その為の処遇として、児童自立支援施設送致及び少年院への戻し収容が最善の選択であったのかについては検討が必要であろう。なぜなら、より福祉的及び医療的なケア等、家裁の処分以外のケアが十分に提供される可能性があった場合に、処遇意見が変わった可能性もないわけではない。

## 1-2 機関連携による社会調査の充実

以上に掲げた課題を解決する一つの有効な手段として、家裁と多機関との連携がある。様々な機関が、家裁との協働の下、多角的に少年をアセスメントし、また、処遇を実施することで、幼少期の発達課題の適切な評価と評価に基づいた最善の処遇が可能となることが期待できる。そこで、家裁において運用されている多機関との連携による取組みにつき、聞き取り調査を行った。

### 調査における連携

聞き取り調査において、主な連携先として、少年鑑別所、保護観察所、児相、学校、付添人が挙げられた。以下では特に断らない限り聞き取り調査から得られた情報をもとにしている。

少年鑑別所との連携として、鑑別所に出向いた際に行われるカンファレンスや補足的な電話連絡を通じた情報の交換がなされている。少年が収容観護措置を決定された場合(17 条 1 項 2 号)、調査初期段階では、調査官から鑑別所への情報提供が行われると同時に、鑑別所からは少年の行動の様子や集団テストの結果を伝えてもらう。調査の進展と同時に、調査官から、面接結果や保護者調査の結果、及び、学校照会の回答、さらには、付添人が提示してきた社会資源についての情報を鑑別所に随時提供していく。鑑別所からは面会時の様子や心身の鑑別、並びに、行動結果が伝えられる。これらの情報はカンファレンスを通じて交換される。在宅事件でも少年の資質面の特性などを詳細に把握する必要がある場合には、在宅での鑑別を鑑別所に依頼する。この鑑別結果が家裁に届くため、鑑別結果を参照し少年のアセスメントを行うことになる。

一方で、鑑別所は、24 時間の行動観察、性格及び知能に対する心理テストを行っている。他方で、

調査官は、地域社会での資源からの情報を得ている。この様に両者の持つ情報に質的差異が生じる。それぞれの持つ異なる観点からの情報の交換を通じて、調査官は調査とは異なる場面での資質鑑別等を多角的に評価できるというメリットを有する。この様な情報交換は、BPS モデルでの生物学的側面、心理学的側面を中心に把握すること、非行メカニズムの解明に資することになる。その他、例えば、社会調査の面接時に、少年と意思疎通がはかれないと思う場合に、少年が言いたくないのか、言えないのか等の評価について、心理テスト等の結果や保護者調査等を突き合わせて、情報を収集していくことが可能となる。

保護観察所とは、過去に保護観察決定があった者及び保護観察中の少年について、保護観察の成績に関する情報の交換を行っている。情報交換は書面照会、電話連絡や面談等を通じて行われ、少年の状況の把握に資することになる。保護司との連絡状況及び面談状況等についても情報の提供を求めている。これらの情報は、少年の社会内処遇での更生の可能性を把握することに役立つほか、BPS モデルの社会的視点での解析にも資する。最終的な処分として保護観察処分を考えている際には、特別遵守事項について、並びに、環境調整命令について、事前の情報共有及び調整が家裁と保護観察所とで協働される。また、連絡調整会議において一般的な連携のあり方が検討されている。

児相との連携も行われている。対象少年が児相への係属歴を有している場合には、少年法 16 条による情報の照会が行われている。これにより、児相に係属したきっかけとなる事項や保護者の態度、少年の改善傾向等の少年の資質面の特徴が把握できる。過去に少年が一時保護されている場合には、心理テストの結果及び行動観察等の記録も参照できるため、少年の資質面での情報を把握することができる。

さらに、保護処分として児童自立支援施設送致等(少年法 24 条 1 項 2 号)を検討している際には、当該施設への受入れ準備の調整を児相と協働することになる。加えて、他の処遇を検討している場合にも、児相が持つ地域のネットワークに根ざした情報を活用すべく情報の提供を依頼する。例えば、児相は、学校とより深くコミットしており学校での情報が得られるほか、市の家庭相談室及び市町村が有している情報も得ることができ。市役所及び女性相談センターとも連携し、地域で活用できる資源につき情報を得ることになる。

付添人は、帰住先や社会資源との調整を行うことが多い。そこで、付添人との連携により、被害弁償の状況や就労先の受け入れ態勢等、社会資源についての情報を確認することが可能となる。被害弁償に対する保護者の姿勢や就労先の少年の評価を知ることができ、その後の社会内処遇の可能性を含め、処遇選択の際の資料を得ることができる。

その他、対象児童が就学している場合には、少年法 16 条 2 項に基づき学校に照会し情報を得て、少年の客観的な状況の把握の一助とする。

この様に、他機関と連携することにより少年のアセスメントを行うにあたり、より詳細な情報入手することが可能となっている。この情報には、面接では明らかにならなかった幼少期における発達課題等の情報も含まれてくる。加えて、多角的視点から少年のアセスメントを行えるという長所が開取り調査により語られた。



## 中間的処遇及び処遇決定における連携

聞き取り調査では、更に、中間的処遇に対する連携として、補導委託先、学校等挙げられている。

補導委託先と、委託後の情報の交換を行う。少年とも定期的な面談を継続することにより、少年の状況を把握する。福祉施設等地域の施設と連携して補導委託を行うことにより、補導委託の選択肢を豊かにすることが可能となる。少年を補導委託に付することにより、新たな一面を発見することが可能となり、処遇選択の際の貴重な資料となる。

試験観察時には、学校とも協力し、試験観察中の学校での状況等の情報を学校から得るほか、社会内処遇の効果を確認することができる。

資料からも次のような取組みが紹介されている。鑑別所と在宅での試験観察において、協力連携する取組みである(柏原＝古川 2017)。在宅試験観察の際に、試験観察上の参考事項の通知、家裁調査官とのケースカンファレンス、少年や保護者に対する鑑別結果を踏まえた助言、家裁・鑑別所・その他の機関によるケースカンファレンス、保護者への心理テストの実施とその説明、終局審判に向けた参考事項の通知というサービスを、鑑別所が家裁の調査官に対して、地域援助の枠組みにおいて提供している。

この様な、中間的処遇及び処遇選択の場面において、他機関や地域と連携することにより、処遇の幅が広がり、少年に対する最善の処遇を選択する可能性が大きくなるという効果が見込めるであろう(地域との連携につき丹治 2017)。少年の幼少期における発達課題に対して、家裁が持てる資源では十分な対応が困難である場合に、地域資源を活用することで、効果的処遇が実施できる可能性が聞き取り調査からうかがえる。

## 機関連携の発展とその課題

家裁における連携の発展性と課題について聞き取り調査では以下の様に指摘された。少年鑑別所とは、地域連携業務の一環としてより充実した連携を行うことが期待されている。児相とは、観護措置期間の短さを考慮し、身柄事件においては早期からの連携が必要となることが指摘された。また、不良交友関係上、少年同士の分離処遇が必要な場合等、少年の処遇に必要な態勢をとるべく連携の強化が望まれる。補導委託先については、その数が少ないため、新たな補導委託先を増やしていくことが必要である。補導委託制度を積極的に活用することで、帰住先のない少年や、現環境から切り離すことで更生可能性のある少年に的確に対応できる体制づくりが求められている。但し、現状では裁判所主管での施設の開拓が難しい状況である。

その他、資料から確認できる課題としては、秘密保持の観点から家裁における多機関連携が慎重にならざるを得ないこと、並びに、家裁が国の機関であり公正性の見地から全国的に統一的な対応をとることが要請される一方、福祉行政は地域の特性を踏まえた柔軟なサービスを提供するという姿勢の違いが協働的關係の発展を難しくしているとの分析もある(石岡 2011)。

## 2 フランスにおける人格調査

この様な日本での社会調査の課題解決に向け、いかなる手段が考えうるのか。その参考として、フ

ランスにおける人格調査について概観してみる(大貝 2018)。

フランスでは、社会教育的情報の収集(Recueil de renseignements socio-éducatifs : RRSE)と教育的調査に関する司法的措置(mesure judiciaire d'investigation éducative: MJIE)という 2 種類の調査がある。RRSE は、フランス少年法である 1945 年 2 月 2 日のオールドナンス 12 条に、MJIE は同オールドナンス 8 条にその根拠を持つ。

RRSE は、少年係判事(Juge des enfant: JE)、共和国検事、予審判事から司法省に属する少年司法保護局(La protection judiciaire de la jeunesse: PJJ)の管轄部署である裁判所附属教育ユニット(L'unité éducative auprès du tribunal : UEAT)に調査が付託される。RRSE は、UEAT に所属するエデュカトゥール(公的機関)が単独で短期間に行う調査であるところに特徴がある。RRSE では、所定の様式に基づき、①少年の住居、②行政的及び司法的援助の有無及びその内容、司法履歴、③少年の健康状況、④家庭状況、⑤生活等の環境、⑥面談時の状況、⑦その他についての調査項目が調査される。様式は、地域ごとの UEAT の事情により変更することが可能であり、例えば、パリ UEAT では、面談の態様(電話であるのか面談であったのか)や就学状況についても記述する欄が設けられている他、家族のもとに返しうる状況にあるか否かを詳細に判断するために、家族状況の欄はかなりの紙幅が取られているという特徴がある。RRSE の中では、上記項目の調査結果を踏まえて、教育的状況の評価や拘禁の回避のための方法として教育的提案もなされる。教育的提案については、調査を担当したエデュカトゥールのみならず、UEAT 全体でカンファレンスが行われる。さらに、すでに何らかの機関が少年に関与している場合には、少年に対する処遇効果を評価し、その後の教育的提案につなげていくために、当該機関と連携し、少年の状況と処遇についての分析が進められる。上記少年及び保護者に対する RRSE の実施は原則的には面談によるが、関係機関とのカンファレンスは電話による場合もあり、調査票にいずれの手段によったのかにつき明記する必要がある。RRSE は、審判までに必ず実施され、その調査票が審判において判断の重要な資料となる。

RRSE の作成段階において UEAT がより詳細な調査の必要性を認めた場合、開放環境体制における任務を引き受ける教育的ユニット(L'unité éducative de milieu ouvert: UEMO)と MJIE の必要性につき協議がなされる。その結果に従い、MJIE が UEMO により実施される。当該調査の目的は、少年の人格、家庭及び社会的状況に関する要素の収集であり、少年が遭遇している困難を分析することである。そこで、MJIE は、状況を理解するための要素の収集、司法的調査に関する法律により規定される条件の確認、相互分析、提案の作成という段階を踏む。MJIE の特色として、内容の詳細さに加えて MJIE の実施そのものが持つ処遇効果というものがある。すなわち、調査の実施は、家族の変化を惹起し、危機的又は行き詰っている状況を打開することに貢献しうるものであり、司法的な教育的介入の段階を回避し又は制限することに資するものであることが認められている。RRSE が 1 回の面接で終了するのに対して、MJIE は 6 か月間かけて実施される。また、MJIE は、エデュカトゥールのみならずソーシャルワーカーや臨床心理師に加え、必要に応じて外部の専門家も加わり学際的なチームによって実施される。少年の状況と再教育に適した方法を検討する(1945 年オールドナンス 12 条)ため、①家族の物的、道徳的状況、②少年の人格、成育歴、③通学の頻度、④学校での態度、⑤少年が生活し成育してきた状況、⑥健康、⑦心理的発達、⑧教育に適した方法、⑨前歴、⑩過去にとら

れた福祉的、行政的、及び、司法的対応が詳細に調査・分析される。これらの調査項目を踏まえ、拘禁を回避するための教育的方法が提案される。さらに、少年に影響を与えうる親、兄弟姉妹に対する民事的措置や福祉的措置にまで踏み込んだ、援助の方法が提案されることもある。特に、少年及び兄弟姉妹に対しては、これまでとられてきた教育的援助措置との一貫性や継続性について言及される。

### フランスにおける調査の特徴

この様に、フランスの少年裁判機構の特徴として、第一に、少年司法保護局という司法省に属する単一の組織が、少年の調査及び保護を提供していることが指摘できる。そのため、保護機関と調査機関とでの情報の円滑性が実現できている。

第二に、RRSE 及び MJIE においては、少年に関与してきた教育機関及び福祉機関等への調査が原則的に行われており、少年の幼少期からの発達の課題も浮き彫りにされる。さらに、少年に対するこれまでの処遇効果の分析が必ず行われると同時に、処遇選択の際の重要な資料と位置付けられている。

第三に、MJIE においては特に学際的チームによる分析が行われることで、少年に対するアセスメントを多角的に行うことが制度的に担保されている。刑事司法という枠組みに捉われずに、少年に対する最善の処遇を福祉、医療、教育等の専門家の分析を踏まえて提案していくところに MJIE の最大の強みがある。そこでは、少年の幼少期からの発達課題をいかに評価し、その後の処遇につなげていくのかということが多様な観点から評価されることになる。

最後に、RRSE 及び MJIE が行う教育的提案は、必ずしも 1945 年オールドナンスに掲げられた方法に限られないという点が指摘できる。福祉、医療等の手段をも踏まえた処遇のあり方が追及されていることにその特徴がある。

## むすび

少年の幼少期における発達課題を発見しアセスメントし、処遇に結び付けていくという 3 つの段階においてそれぞれに課題があることが明らかとなった。発見過程においては、面談を通じて明らかにならなかった場合の課題については、児相及び学校を通じて明らかにしていく必要がある。この点、フランスを参考にしつつ、少年法 16 条を用いて学校や児相に限られない地域のネットワークを通じた情報収集のあり方も検討の余地がある。

収集した情報のアセスメントという点に関しても、多角的検討を可能とする仕組が求められる。現在でも運用されているような児相や鑑別所とのカンファレンスをより積極化していくこともそのための方法の 1 つとなる。フランス MJIE の様に多職種がチームとなるような恒常的な態勢づくりをいかに進めていけるのかが日本における社会調査発展のカギとなるといえる。

処遇については、家裁がとる終局処分に加えて、少年のニーズに応じた、他機関が提供する処遇へ如何につなげていくのかが課題である。そのための制度化のあり方、及び、地域差による連携先の数や多様性の克服の検討も必須である。なお、アセスメントでの連携がその後の処遇の連携の発展にも寄与することを踏まえる必要がある。フランスにおける MJIE においては多職種によるアセスメント

がその後の、福祉的医療的処遇の提案につながっていることは示唆的であろう。処遇のバリエーションの変化や増加は、少年の多様なニーズに適合するものとなり、結果的に、少年の再非行を防止することに資するはずである。

社会調査の充実が、その後の少年の立ち直りのカギを握ることは明らかである。そのうえで、アセスメントの観点を広げ、処遇を内容においても数においても発展させていくための方途につき、連携のあり方を含め今後の研究の課題とする。

## 引用文献

石岡一郎(2011). 家裁と社会福祉～福祉的援助の実情と福祉機関との連携～, 犯罪と非行, 167, 58-64.

大貝葵(2018). フランスにおける人格調査の概要と意義, 金沢法学, 60(2), 159-186.

加藤学(2012). 第3節 調査及び審判: コンメンタール少年法, 現代人文社.

柏原啓志・古川輝(2017). 大阪家裁と大阪少年鑑別所との新たな連携・協働～在宅試験観察の充実に向けて, 刑政, 128(10), 32-43.

坂野剛崇(2017). 家裁における試験観察の現状と課題—その教育的機能を中心に—, 家庭の法と裁判, 11, 6-15.

丹治純子・柳下哲矢(2016). 少年審判における家裁調査官の社会調査の実情について—少年の更生に向けた教育的措置を中心に—, 家庭の法と裁判, 7, 23-30.

裁判所職員総合研修所監修(2012). 少年法実務講義案(再訂補訂版), 司法協会 2012.

法務省法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会ヒアリング資料, 家裁調査官の業務について, <http://www.moj.go.jp/content/001228068.pdf> : 2019年10月8日現在.